

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はグループ各社の事業活動を支配・管理する持株会社として、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客などすべてのステークホルダーから信頼される企業の実現を目的としております。

当社はそのために、コーポレート・ガバナンスを確立し、法令および定款の遵守並びに当社および子会社の役職員等に企業倫理を徹底すると共に、経営管理組織の透明性、健全性を高め、的確かつ迅速な経営の意思決定と適正な業務執行体制を確立することを重要課題として位置付け、当社グループの企業価値をより高められるよう、内部統制システム、コンプライアンスリスク管理システムの整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4]

当社は、今後電子行使を可能とするための環境づくりや英訳など、株主の意見も伺いながら検討を進めてまいります。

[補充原則1-2-5]

株主からは、従前から信託銀行経由で議決権の行使を受けていますが、今後も本方式を継続しつつ株主からの個別の要望については株主の立場に立ち適正に対応してまいります。

[原則1-4]

当社は、現在事業拠点を中国に置いており、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しておらず、今後も保有する予定はありません。

[補充原則2-3-1]

当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要であることと認識し、将来的に業務地域がアジア圏を中心に拡大していく事も視野に当社に適したリスク管理の方法を構築してまいります。

[補充原則3-1-2]

当社では、英語での情報開示について、その効果を勘案して行っておりませんが、今後、株主の意見も伺いながら英語での情報開示の検討を進めてまいります。

[補充原則4-1-2]

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットする中期経営計画は策定しておりません。一方単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

[原則4-2]

当社は投資事業を業務の中心に据えており、取締役会では、目標実現に有益な情報や提案を経営陣を含む社内から常に制限なく求め、良い情報や提案は積極的に受け入れる社風があります。経営陣に対する報酬につきましては、インセンティブ等を含め今後検討を進め、当社の中心事業が立ち上がり軌道にのった時点で時期をみて実施してまいります。

[補充原則4-2-1]

当社経営陣の報酬につきましては、株主総会で決議された取締役の報酬総額の範囲内での検討はもとより、個々の成果、会社の業容や社会情勢などを考慮し決定しております。中長期的な方針及びその手続きにつきましては今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4]

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

[原則1-7]

当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものといたします。

[原則3-1]

当社は、法令に基づく開示や有用と思われる情報を以下により開示しております。

(1) 当社は、経営方針等をホームページ上に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書に開示しています。

(3) 株主総会で決議した取締役及び監査等委員の報酬総額の範囲内で個々の成果、会社の業績などを考慮して決定して、取締役会において決定しています。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員の指名は、当社の経営陣幹部または取締役・監査等委員として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者として取締役会が指名・推薦し株主総会で選任しています。尚、監査等委員については、監査等委員会の同意を得て指名しています。

(5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しています。

[補充原則4-1-1]

当社の取締役会は、法令および定款に定められた事項ならびに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行う当社の意思決定機関であり、その決議内容に基づき必要な事項を経営陣に対し委任しております。また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についてもそれぞれ社内規程により明確化しております。

[原則4-8]

当社は、取締役6名のうち独立社外取締役として2名の監査等委員を選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

[原則4-9]

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役である監査等委員の候補者を選定しております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は定款で定める取締役7名以内、監査等委員である取締役5名以内の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバ

ランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。また、監査等委員である社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

[補充原則4-11-2]

当社の社外取締役である監査等委員をはじめ取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は株主総会の招集通知及び有価証券報告書に掲載しております。

[補充原則4-11-3]

取締役の機能強化に実効性を持たせていくため、毎年、取締役会の構成、活動状況、運営状況など、取締役会の実効性に関する分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議し、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。平成28年3月期は取締役会を9回開催するとともに、業務執行取締役の担当分野を選定し、電話会議等で月1回から2回のペースで業務執行状況を個別案件ごとに検討・決定し、取締役の評価についても、その都度分析検証しております。このため、当社取締役会は実効性においても、その機能を十分に発揮しております。

[補充原則4-14-2]

当社は、新任の取締役・社外取締役である監査等委員に対し、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また社外取締役である監査等委員に対し、当社グループの経営方針、事業活動及び組織等の関する理解を深めることを目的に、随時これらに関する情報提供を行っております。更に社外取締役を含む取締役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あつせん、費用の支援を行っております。

[原則5-1]

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、管理部をIR担当部署としています。また、当社は、株主との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めております。今後とも当社は建設的な対話を通じて、当社経営方針に係る理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)クラウンユナイテッド	3,311,966	21.31
アジア スカイ インベストメンツ リミテッド	2,070,000	13.32
キロ パワー リミテッド	1,024,000	6.59
スイフトアセットグループリミテッド	959,000	6.17
マックスインベスト リミテッド	878,000	5.65
サイノ ブライト リミテッド	530,000	3.41
フォーチュン スプライト ホールディングス リミテッド	500,000	3.21
ハムフォード オーバーシーズ リミテッド	488,000	3.14
フェアシャインググループリミテッド	350,000	2.25
アトランティック ジャンボ リミテッド	325,700	2.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は、平成28年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・平成28年12月12日付で、下記のとおり、Pacific State Holdings Limitedを割当先とする第三者割当増資を行っております。これにより、発行済株式総数が3,880,000株増加しております。

割当先名称 Pacific State Holdings Limited (パシフィック ステート ホールディングス リミテッド)

所有株式数 3,880,000株

所有割合 19.98%

・平成29年2月15日付で、下記のとおり、株式会社クラウンユナイテッドから大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されております。

名称 株式会社クラウンユナイテッド

所有株式数 5,498,966株

所有割合 28.32%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

段 鳳林	○	○	—	また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生ずるおそれがあるとされる事項に該当しないため、独立役員として指定しております。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
-------------	--	--	--	--	--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任の社員を指定しておりませんが、監査等委員会の求めに応じて、監査室所属の使用人が、監査業務の補助を行います。
当該補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、当該補助者の異動については、監査等委員会の意見を踏まえたくえで行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査部門は定期的に内部統制に関する報告や情報交換、意見交換を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブの有無に関わらず、当社の役員は各担当部門において最大限の成果をあげるべく取り組んでおりますが、今後検討を進め、時期をみて実施してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において取締役報酬等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役は現在3名であり、この3名が監査等委員会を構成しております。監査等委員である社外取締役のサポート体制につきましては、監査等委員会が監査に必要とする情報を適時適切に収集できる体制を確保し、閲覧する資料整備に努め、監査等委員会の求めに応じて補助業務を行うなど全面的なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

各部門の機能や業務執行の範囲について、業務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行の権限の範囲および権限の委譲を明確にし、また内部統制室において、業務・職務執行情報を、監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役が適宜閲覧できるシステムの構築を図っております。報酬決定等については、監査等委員以外の取締役については取締役会決議で、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ職務執行の対価として定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人の機関を設置しております。取締役会における議決権を有する3名の監査等委員が経営の意思決定に加わることで、取締役会の監督機能の強化を図ります。取締役会、監査等委員会、内部統制室および監査室並びに会計監査人等と連携し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化および経営の健全性と透明性向上を図るため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月29日開催の第5回定時株主総会招集通知につきましては、6月10日(法定期日の4日前)に発送しております。また、当社ホームページには6月8日より掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、有価証券報告書、業績・財務情報、株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 常務取締役 板倉 啓太	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社法、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の適時開示制度に従い情報の開示を行います。またこの他、有用であると思われる情報につきましても積極的に開示します。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制システム構築に係る基本方針を下記のとおり定める。

(1) 当社および子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制・法令および定款、社内規程の遵守のみならず、企業の社会的責任を全うすることを目的として「宮越ホールディングス行動規範」を策定し、実践する。

- ・取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に取り締役会で適宜報告させる。
- ・取締役は、職務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、取締役および使用人は、法令および定款とともにそれらを遵守し業務を執行する。
- ・監査室は、社内業務が法令、定款、社内規程を遵守して行なわれていることを確認するため内部監査を実施する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、これらの活動を助長するような行為は行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報(以下「職務執行情報」という)は取締役会において定める文書管理規程に基づき、適切に保存および管理する。
- ・内部統制室は、職務執行情報を取締役が適宜閲覧できるシステムを構築する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・内部統制室をリスク管理部門とし、関連部門と連携して当社グループのリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- ・内部統制室は、当社グループ全体のリスクを総括的に管理するとともに、その管理状況やリスク情報を取締役会、コンプライアンスリスク管理委員会および監査等委員会に適宜報告する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・当社の各部門の機能、業務執行の範囲について職務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲および権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。
- ・子会社においても、その規模等に応じて、当社の規程等に準じた職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ共通の行動規範を必要に応じて策定ないし見直すことにより、かかる行動規範の当社グループ全体への周知徹底を図ることで当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
- ・内部統制室は、関連部署と連携して当社グループの業務の円滑化を図るとともに、当社グループ管理体制の整備を行なう。監査室は、定期的に当社グループ会社の監査(業務監査、内部統制監査等)を行なうこととし、業務の適正化を推進する。

・当社グループ全体として「内部通報制度」を設け、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用を努めることでコンプライアンスの徹底を図る。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は監査等委員会の求めに応じて、その職務執行に必要な場合は、監査室所属の使用人に補助を行なわせるとともに、必要に応じて監査室を中心として関係各部門がサポートする。

・監査等委員会の職務を補助するにあたり、監査室所属の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

・当社は、当該補助にあたる使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を踏まえたくやうで行なうものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

(7) 当社および子会社の取締役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・コンプライアンスリスク管理委員会、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査室は、定期的に監査等委員会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反または違反するおそれがあると認識した場合は速やかに監査等委員会に報告する。
- ・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
- ・当社グループの内部統制の部署は内部統制室とし、内部統制担当および内部監査室の内部監査担当が、グループ各社への指導、支援を実施する。また、内部統制担当および内部監査担当は、グループ各社の内部統制の状況をまとめ、定期的に当社取締役会および監査等委員会に報告する。
- ・当社の監査等委員は、必要に応じて当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の監査役に対して報告を求めることができる。
- ・当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

・当社は、監査等委員会の監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、監査等委員の閲覧する資料の整備に努める。

・監査等委員会の監査に対する役職員の理解を深め、監査等委員会の監査の環境整備に努める。

・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して、毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、当該勢力による被害を防止する観点から、倫理規程、行動規範およびコンプライアンス規程等の整備を行い、内部統制室を発足させ、社内体制を構築しております。

内部統制室は、反社会的勢力による不当請求に備え、平素から対応マニュアルの整備や研修活動を実施するとともに、内部統制システムによる情報の収集と管理を実践しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

